

各種計画等

○各種計画等について、フェーズ（予防、応急対策、復旧・復興）ごとに掲載

【予防】

計画名（所管課）	内容
栃木県国土強靭化地域計画 (危機管理課)	<p>根拠法：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条</p> <p>策定：平成28年</p> <p>計画期間：令和3年度から概ね5年間</p> <p>最終改訂：令和3年</p> <p>概要：これまでの自然災害から得た教訓や国土強靭化基本法の趣旨を踏まえ、経済社会活動への致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えたとちぎづくりの推進を図るため、県の区域における国土強靭化に関する基本的事項を定めた計画</p>
栃木県地震減災行動計画 (※)地方緊急対策実施計画を兼ねる (危機管理課)	<p>根拠法：地震防災対策特別措置法第1条の2 (※)首都直下地震対策特別措置法第21条</p> <p>策定：平成27年</p> <p>計画期間：平成27年度～令和6年度</p> <p>最終改訂：令和5年</p> <p>概要：大規模地震発生時に被害を可能な限り抑止・減少させるために「減災目標」を設定し、それを達成するための様々な施策・事業で構成する計画</p>
栃木県帰宅困難者対策ガイドライン (危機管理課)	<p>策定：平成31年</p> <p>概要：各市町において帰宅困難者対策が円滑に実施されるよう対策のポイントや各主体の役割等を定めたガイドライン</p>
栃木県消防広域化推進計画 (消防防災課)	<p>根拠法：消防組織法第33条</p> <p>策定年：平成20年</p> <p>最終改訂：平成31年</p> <p>概要：本県における市町の消防の広域化を推進するため、市町の消防の広域化の必要性及び広域化の対象となる市町の組合せ等を定めた計画</p>
栃木県建築物耐震改修促進計画 (建築指導課)	<p>根拠法：建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項</p> <p>策定：平成19年</p> <p>計画期間：令和3年度～令和7年度</p> <p>最終改訂：令和3年</p> <p>概要：県民の生命や財産を保護するため、県内における住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することを目指して、耐震化の目標や施策等について定めた計画</p>
栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画 (道路保全課)	<p>策定年：平成8年</p> <p>最終改訂：令和4年</p> <p>概要：災害時に被災者の避難、消防・救助活動等の応急対策に必要な</p>

計画名（所管課）	内容
	人員、緊急物資等の輸送を行う緊急輸送道路について、災害時の活動拠点となる防災拠点を有機的に結び各道路が連携できるよう緊急輸送道路のネットワークを定めた計画

【予防・応急対策】

計画名（所管課）	内容
栃木県本庁舎消防計画 (管財課)	根拠法：消防法第8条第1項及び第36条第1項 策 定：平成21年 最終改訂：令和3年 概 要：火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図るため、本庁舎の防火・防災管理業務及び自衛消防組織についての必要事項を定めた計画
大谷地区陥没等事故対応マニュアル (工業振興課)	策 定：平成17年 最終改訂：平成31年 概 要：宇都宮市大谷地区で採取されている大谷石の採取場及び採取場跡地において陥没等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民及び県道その他の公共施設の安全の確保を図るため、事前・応急・事後対策について定めたマニュアル
鉱山関連施設における重大事故対応マニュアル (工業振興課)	策 定：平成17年 最終改訂：平成31年 概 要：鉱業法に基づく鉱物の採掘等に伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民及び県道その他の公共施設の安全の確保を図るため、事前・応急・事後対策について定めたマニュアル
砂利・採石場関連施設における重大事故対応マニュアル (工業振興課)	策 定：平成17年 最終改訂：平成31年 概 要：砂利採取法に基づく砂利の採取並びに採石法に基づく岩石の採取（大谷石の採取を除く。）に伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民及び県道その他の公共施設の安全の確保を図るため、事前・応急・事後対策について定めたマニュアル
栃木県水防計画 (河川課)	根拠法：水防法第7条第1項 策 定：昭和24年 最終改訂：令和6年 概 要：洪水等水災の被害軽減を図ることを目的とし、水防事務を円滑に行うための必要な事項を定めた計画

計画名（所管課）	内容
栃木県道路啓開計画 (道路保全課)	根拠法：災害対策基本法第34条第1項 策定：令和6年 概要：大規模地震発生直後に迅速かつ的確に緊急車両等の通行ルートを確保するため必要な事項を定めた計画

【応急対策】

計画名（所管課）	内容
栃木県災害ボランティア活動支援方針 (生活文化スポーツ部)	策定：令和2年 概要：県内の災害ボランティア活動が最大限の効果を發揮できるよう、県・県社協・NPO等が相互に認識を共有し、平常時及び災害時に連携・協働して取り組む事項を定めた方針
栃木県業務継続計画 (危機管理課)	策定：平成26年 最終改訂：令和3年 概要：行政が被災するような大規模災害時においても限られた資源を効率的に活用し、住民のニーズ等に応えるため、県における非常時の優先業務の選定や職員の参集体制、通信手段の確保等について定めた計画
栃木県災害時広域受援計画 (危機管理課)	策定：平成31年 最終改訂：令和2年 概要：大規模災害発生時に国や都道府県から速やかに支援を受け、被災市町への支援につなげるため、受援に当たっての体制構築や手順等について定めた計画
台風等に伴う集中豪雨を想定したタイムライン (危機管理課)	策定：平成30年 最終改訂：令和3年 概要：防災関係機関との情報共有や災害時の応急対策を時系列に分かりやすく整理した全庁的な防災行動計画
災害時応急活動マニュアル (危機管理課)	最終改訂：令和5年 概要：大規模災害時に速やかに災害対応等の活動を行うため、災害対策本部事務局及び各部局で行うべき対応を定めたマニュアル
栃木県火災・災害等即報要領 (危機管理課)	根拠法等：火災・災害等即報要領（消防庁） 策定：平成2年 最終改訂：令和3年 概要：火災、災害等に関する消防庁への即報について、その形式及び方法を定めた要領
緊急対策要員活動マニュアル (危機管理課)	策定：令和2年 概要：大規模災害時に被災市町庁舎又は広域物資拠点において必要な

計画名（所管課）	内容
	災害対応を行う者として指定された職員である緊急対策要員の概要及び業務を定めたマニュアル
栃木県緊急対策要員取扱要領 (危機管理課)	策 定：平成9年 最終改訂：令和2年 概 要：大規模災害時に被災市町庁舎又は広域物資拠点において必要な災害対応を行う者として指定された職員である緊急対策要員の取扱いに関する必要な事項を定めた要領
栃木県広域消防応援等計画 (消防防災課)	根 拠 法：消防組織法第39条 策 定 年：平成30年 概 要：栃木県広域消防応援隊の効率的かつ円滑な活動及び運用ができる体制の確保を図るため、指揮体制や情報連絡体制、応援・受援に係る要請手順や体制等を定めた計画
栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画 (消防防災課)	根 拠 法：緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第39条 策 定 年：令和元年 概 要：緊急消防援助隊栃木県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施するため、県大隊等の編成や現場活動等について定めた計画
緊急消防援助隊栃木県大隊等後方支援活動要領 (消防防災課)	策 定：令和2年 概 要：栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画に基づき、円滑な後方支援活動を実施するため、栃木県大隊等の組織及び運用に関し必要な事項を定めた要領
栃木県緊急消防援助隊受援計画 (消防防災課)	根 拠 法：緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第40条 策 定 年：平成30年 最終改訂：令和2年 概 要：緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図るため、応援を受ける場合の受援体制や指揮体制等について定めた計画
栃木県緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画 (消防防災課)	策 定：平成22年 最終改訂：令和2年 概 要：栃木県消防防災航空隊が緊急消防援助隊として大規模災害又は特殊災害が発生した市町村に迅速に出動し、効果的な応援等の活動を実施するため、必要な事項を定めた計画
栃木県緊急消防援助隊航空部隊受援計画 (消防防災課)	根 拠 法：消防組織法第44条 策 定：平成22年 最終改訂：令和3年 概 要：緊急消防援助隊受援時に航空部隊及び航空指揮支援隊が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、必要な事項を定めた計画

計画名（所管課）	内容
大規模災害時における航空運用調整班活動マニュアル (消防防災課)	策 定：令和元年 最終改訂：令和3年 概 要：複数の機関のヘリコプターや固定翼機が災害対策活動に従事する必要がある場合に、栃木県災害対策本部において効率的な運用調整と安全運航体制を確保するため、必要な事項を定めたマニュアル
栃木県緊急消防援助隊航空指揮支援実施計画 (消防防災課)	策 定：令和2年 概 要：栃木県消防防災航空隊が緊急消防援助隊航空指揮支援隊として大規模災害又は特殊災害が発生した都道府県に迅速に出動し、効果的な応援等を実施するため、必要な事項を定めた計画
栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル (保健福祉課)	策 定：令和2年 最終改訂：令和6年 概 要：災害時において、関係機関が相互に連携し、迅速かつ的確な保健・医療・福祉活動を実施することを目的に、保健医療体制の整備や医療救護及び保健衛生福祉活動等のうち、保健福祉部が実施すべき具体的な行動内容を定めたマニュアル
栃木県災害時健康危機管理支援チーム運用マニュアル (保健福祉課)	策 定：平成31年 概 要：平時の対応や災害発生時における災害時健康危機管理支援チームの応援派遣スキーム、被災地での活動内容等を定めたマニュアル
栃木県災害派遣精神医療チーム（栃木県D P A T）運営要綱 (障害福祉課)	策 定：令和2年 概 要：自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害の発生時に、栃木県災害派遣精神医療チーム（栃木県D P A T）を出動させる際の編成及び運営に関し必要な事項を定めた要綱
栃木県広域火葬実施要領 (医薬・生活衛生課)	策 定：平成29年 概 要：被災市町の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定めた要領
水道施設への被害情報等収集の手引き (上下水道課)	策 定：平成19年 最終改訂：令和5年 概 要：厚生労働省健康局水道課通知「健康危機管理の適切な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」等に基づき、県及び水道事業者等が対応すべき事項や災害発生時に円滑な支援が行えるよう、支援要請情報の収集方法について定めた手引き

計画名（所管課）	内容
毒物劇物等事故・事件対応マニュアル (医薬・生活衛生課)	<p>策 定：令和元年 要：毒物劇物等に起因する事故・事件が発生し、又は発生するおそれがある場合に生じる、県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、迅速かつ的確な措置を講じ、健康被害の発生予防、拡大防止、再発防止等を図るため、事故・事件時の対応措置や事後措置等について定めたマニュアル</p>
栃木県災害廃棄物処理計画 (資源循環推進課)	<p>根拠法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に基づく基本方針 策 定：平成31年 最終改訂：令和3年 要：災害廃棄物処理について、適正かつ迅速に行うため、平時に備える事項や県が実施すべき支援・連携等の必要な事項を定めた計画</p>
栃木県災害廃棄物対応マニュアル (資源循環推進課)	<p>策 定：令和2年 要：災害時の適正かつ迅速な廃棄物の処理に資することを目的に、災害廃棄物処理について、処理主体である市町及び一部事務組合に対して、県が実施すべき支援、関係機関との連携等の必要な事項に関する具体的な対応方法を定めたマニュアル</p>
災害時の廃棄物処理対応マニュアル (資源循環推進課)	<p>策 定：平成29年 最終改訂：令和3年 要：災害廃棄物の処理に当たり平時と異なる対応が必要となることから、市町等がその処理にスムーズに取り組めるよう処理対応を定めたマニュアル</p>
液化石油ガス関係事故対応要領 (工業振興課)	<p>根拠法：高圧ガス保安法第36、39、63条 策 定：平成29年 最終改訂：令和5年 要：県内における「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る事故が発生した場合に本事故に伴う業務を迅速かつ適確に処理することを目的に連絡方法、対応措置、対策の確立方法等に関する事項を定めた要領</p>
高圧ガス関係事故対応要領 (工業振興課)	<p>根拠法：高圧ガス保安法第36、39、63条 策 定：平成29年 最終改訂：令和2年 要：高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスに係る事故が発生した場合に本事故に伴う業務を迅速かつ適確に処理することを目的に連絡方法、対応措置、対策の確立方法等に関する事項を定めた要領</p>

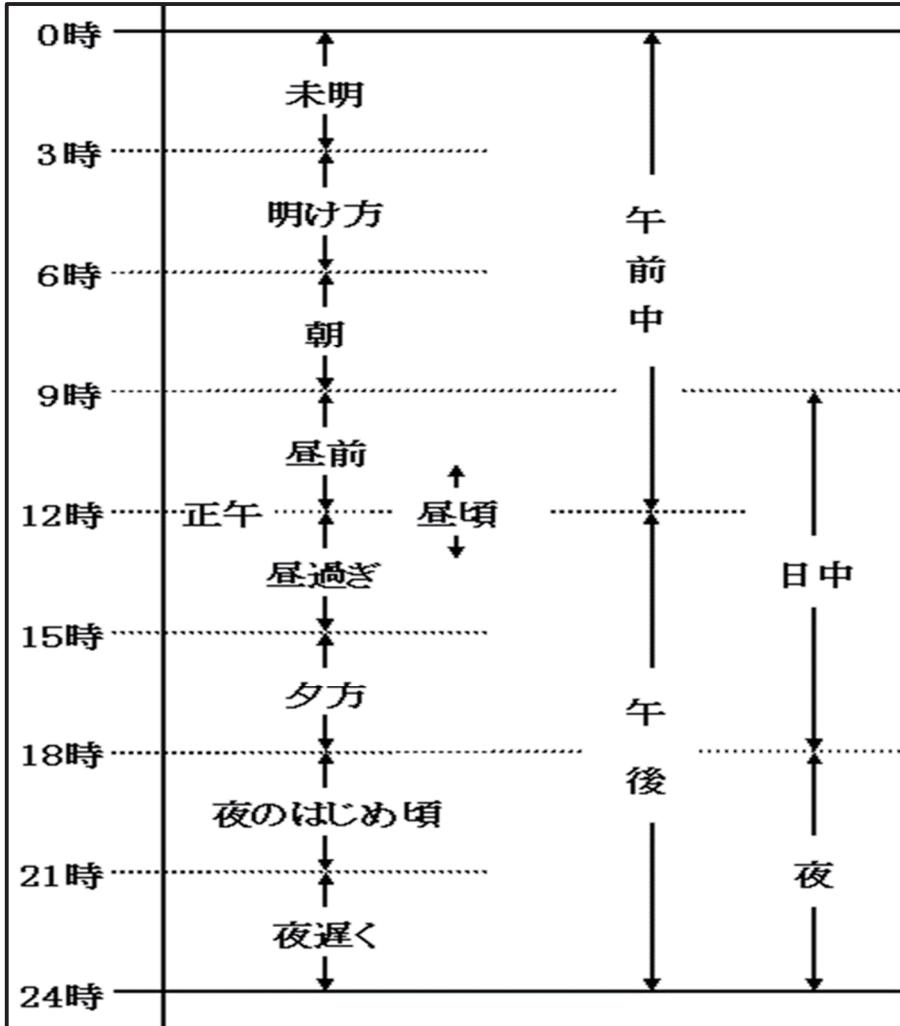
計画名（所管課）	内容
火薬類関係事故対応要領 (工業振興課)	根拠法：火薬類取締法第45、46条 策定：平成16年 最終改訂：令和3年 概要：火薬類取締法の適用を受ける火薬類に係る事故が発生した場合に本事故に伴う業務を迅速、適確に処理することを目的に連絡方法、対応措置、対策の樹立方法等に関する事項を定めた要領
災害多言語支援センター設置・運営マニュアル (県民協働推進課)	策定：平成27年 概要：災害時において、日本語があまり理解できない外国人に多言語で情報を提供するための拠点となる「災害多言語支援センター」の設置、運営について定めたマニュアル

【復旧・復興】

計画名（所管課）	内容
原子力災害対策の手引き (危機管理課)	策定：平成26年 概要：放射線の基礎知識や原子力に係る法体系のほか、予想される対応、防護措置等についてまとめた手引き
農地・土地改良施設の大規模災害対応マニュアル (農地整備課)	策定：令和2年 概要：令和元年東日本台風災害の経験と教訓を基に、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するため、「災害発生直後の対応」、「災害査定に向けた対応」、「査定後の対応」、「営農対策」、「平常時の備え」など、各段階における市町や県の行動について定めたマニュアル
栃木県都市復興ガイドライン (都市整備課)	策定：平成24年 概要：都市部において、地震等により、市街地が被災した場合に、都市の再構築と被災者の速やかな生活再建を図るために、復興都市づくりに携わる県と市町の都市計画担当部局等の実務担当者が行動指針として活用できることを目的に被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などを定めたガイドライン

用語集

(自然災害編)

用語名	内容
【あ行】	
安否情報システム	武力攻撃やテロなどの事態が発生した際に、被災地住民の安否情報を収集・整理・提供する、総務省消防庁の情報照会システム。 国民保護法に基づいて整備され、平成20年（2008）に運用を開始した。 大規模な自然災害・事故が発生した際にも、地方自治体の要請に応じて運用される。
一時集合場所	避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した方の安全が確保されるスペースを有する学校のグランド、神社・仏閣の境内等をいう。
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者（※）を一時的に受け入れる施設。 (※) : 【か行】に記載
1日の時間細分図（府県天気予報の場合）	

用語名	内容
移動系回線	役場等に基地局を置き、この基地局と移動局（車載型、携帯型等の種類がある。）との間、又は移動局相互間で通信を行う通信網。
インフラ	生活や産業など経済活動を営む上で不可欠な社会基盤。 公共施設、道路、線路、水道、ガス、電気など。
衛星系回線	衛星通信により、消防庁、都道府県、市町村及び防災関係機関等を結ぶ全国的な通信網。
A E D（エーアイーディー）	心停止している状態の心臓に対して電気ショックを行い、正常な動きに戻すための医療機器。 Automated External Defibrillator の略。
液状化現象	ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象。
エコノミークラス症候群	長時間同じ姿勢のままでいることで、血の流れが悪くなり血管の中に血のかたまりがつくられ、その血のかたまりが肺の血管につまって発症する。 飛行機内（特にエコノミークラス）で長時間同じ姿勢をとり続けている乗客が発症することから俗称となった病態。 最近では、避難生活を自家用車の中で過ごす人にみられる。
N B C R（エヌビーシーアール）災害	核物質（Nuclear）・生物（Biological）・化学（Chemical）・放射性物質（Radiological）の災害。 【参考】CBRNE（シーバーン）災害：化学（Chemical）・生物（Biological）・放射性物質（Radiological）・核（Nuclear）・爆発物（Explosive）の災害。
E m（エム）ネット（緊急情報ネットワークシステム）	総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。
Lアラート（災害情報共有システム）	国と地方公共団体、交通関連事業者など災害関連情報の発信者と各メディアとの間で災害などに関する情報を効率的に共有するシステム。
応急仮設住宅	地震や津波などの大規模災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家を失った人に対して、行政が供与する仮の住居。

用語名	内容
屋内安全確保	<p>災害リスクのある区域等の自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅や施設等の浸水想定等を確認の上、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること。</p> <p>「屋内安全確保」のうち「上階への移動」は、「垂直避難」と呼称される場合もある。</p>
【か行】	
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）	洪水浸水想定区域において木造2階建て家屋が堤防決壊に伴う氾濫流により流出・倒壊するおそれのある区域や、河岸浸食の発生が想定される区域
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。 登山者や火口周辺に位置する避難促進施設の利用者等は規制範囲からの避難が必要となる。
火山災害警戒地域	火山の爆発の蓋然性を勘案し、爆発した場合に、住民や登山者等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域に対して、爆発による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、内閣総理大臣が指定する地域。
仮設住宅	<p>自然災害によって住宅が全壊など被害を受け、自力では住居を確保できない被災者に対して、行政が建設し一時的に提供する簡単な住宅。</p> <p>主にプレハブ工法の組立タイプとユニットタイプ。</p> <p>【参考】復興住宅：災害で住宅を失い、自分の力で再建が難しい避難者向けに、国が補助して県や市町村が整備する低家賃賃貸住宅。正式名称は災害公営住宅。</p>
活火山	おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山。
義援金	<p>被災者や必要としている人にお悔やみや応援の気持ちを込めて直接届けるお金。</p> <p>被災者等に公平に分配される。</p> <p>【参考】支援金：自分が応援したい団体や関心がある分野の団体を選んで寄付し、被災地や困っている人の支援活動に役立ててもうらお金。</p> <p>被災地にすぐ届き、人命救助やインフラ整備等の復旧活動に役立てられる。</p>
帰宅困難者	大規模な災害等により、公共交通機関が不通となり、会社や学校などから自宅に帰ることが困難な人。

用語名	内容
救援物資	被災地に対する支援活動の一環として送られる物資。 国や国の機関、企業や非営利団体、民間団体、個人、海外、国際機関などから送られる。
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したときに気象庁が発表する情報。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫しており、居住者等が身の安全を確保するために避難場所等へ避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、自宅等からの避難を中心とした避難行動から、緊急的に安全を確保する行動へと行動を変容するよう、市町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるレベル5の避難情報。
緊急地震速報	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報。
緊急消防援助隊	大規模災害や特殊災害等により被災地の消防機関では対処できない場合など、人命救助活動等をより迅速に実施するため、全国の消防本部や航空隊により構成された応援部隊。
緊急速報メール	携帯電話事業者が、気象庁から配信される緊急地震速報、津波警報及び特別警報（一部事業者を除く）とともに、地方公共団体から配信される災害・避難情報を該当する地域に一斉配信するサービス。
緊急対策要員	大規模災害時に、被災市町庁舎又は広域物資拠点において必要な災害対応を行う者として指定された職員。 情報収集要員（※1）、栃木県災害マネジメント総括支援員（※2）、広域物資拠点運営要員（※3）の3種類がある。 ※1：【さ行】に記載 ※2：【た行】に記載 ※3：【か行】に記載
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動など、緊急輸送を確保するため必要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路だけでなく、災害時に活動する防災拠点を相互に連絡する道路。
空中消火	航空機を用いて、空から消火活動を行うこと。

用語名	内容
クラッシュシンドローム	建物倒壊などで、四肢の筋肉に長時間圧迫が加えられ、その圧迫から解放された後におこる全身障害。
警戒区域	災害対策基本法に基づき、市町村長が、災害の発生又はそのおそれがある場合に、居住者等の生命・身体への危険を防止するために、退去もしくは立入りを制限・禁止する地域。
警察災害派遣隊	大規模災害発生時に、全国の警察から被災地に派遣される部隊。 災害発生直後に派遣され、現地警察の支援を受けることなく活動する即応部隊と、発生から一定期間経過後、長期間にわたって派遣される一般部隊により構成される。
警報	重大な災害の起こる恐れのあることを警告して気象庁が行う予報のこと。 注意報より警戒度が高く、地方気象台などが定められた基準をもとに発表する。
激甚災害	激甚災害制度による激甚災害の指定が行われたもので、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害のこと。
顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を、気象庁が「線状降水帯」(※)というキーワードを使って提供する情報。 (※) : 【さ行】に記載
顕著な大雪に関する気象情報	短時間に顕著な降雪が観測され、その後も強い降雪が続くと見込まれる場合に、一層の警戒を呼びかけるために気象庁が提供する情報。
広域緊急援助隊	大規模な災害が発生し、又は発災するおそれがある場合に都道府県の枠を越えて、被災情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保、検視等の活動に当たるため、警察本部に設置する災害対策の専門チーム。
広域災害対策活動拠点	緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点のこと。
広域物資拠点 (一次集積拠点)	全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点のこと。
広域物資拠点運営要員	大規模災害時に県が設置する広域物資拠点の運営を行う者として指定された職員。

用語名	内容
高齢者等避難	<p>災害が発生するおそれがあり、災害リスクのある区域等の高齢者等（※）が危険な場所から避難するべき状況において、市町長から必要な地域の居住者等に対し発令されるレベル3の避難情報。</p> <p>（※）高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある方やその方の避難を支援する方。</p>
5段階の警戒レベル	住民が取るべき行動が直感的に理解できるよう、都道府県や気象庁等から発表される防災・気象情報と、市町村から発令される避難情報とを5段階のレベルに分けて整理したもの。
【さ行】	
災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財の被害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度。
災害救助法	災害時に被災者保護と社会秩序の保全を目的とした法律。
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難になった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う病院。
災害警戒本部	災害対策本部設置前において災害に備えるため設置する組織。
災害時帰宅支援ステーション	大規模震災などで公共交通機関が不通になった場合、徒歩で帰宅しようとする人を支援する施設や店舗。 トイレの使用や地図などによる道路情報など、可能な範囲で支援・協力してくれる。コンビニエンスストア、ファーストフード店、ガソリンスタンド等、対象店舗には災害時帰宅支援ステーションの専用ステッカーが目印として貼られている。
災害対策基本法	防災の計画、実施の体制に関し、国や地方公共団体の責務を定めた法律。
災害対策現地情報連絡員（リエゾン）	大規模災害の発生時に、被災自治体へ職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行う者。
災害対策本部	県の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、知事が地域防災計画の定めるところにより設置する組織。

用語名	内容
災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村条例に定める額を支給する制度。
災害に強いとちぎづくり条例	災害の被害を最小化し、迅速な回復を図るため、「自助、互助、共助、公助」を基本理念とし、すべての人が安心して安全に暮らすことのできる社会の構築を目指し、災害に強いとちぎづくりに一体となって取り組むため制定した条例。 【参考】 自助：自らの安全を自ら守る 互助：地域の住民が互いに助け合う 共助：事業者や地域に関わる人々が連携し助け合う 公助：公的機関が援助を行う
災害派遣	地震や水害等の自然災害や、死傷者の発生が伴う事故などといった各種災害の発生に際し、自治体や警察・消防などの能力では対応しきれない事態において陸海空の自衛隊部隊を派遣し、救助活動や予防活動などの救援活動を行うこと。自衛隊において、防衛出動や治安出動に並ぶ重要な任務のひとつ。
災害用伝言ダイヤル	被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのこと。 安否情報等の伝言を比較的余裕のある全国へ分散させ、交通渋滞を例とすれば、渋滞を避けたうかいで伝言のやり取りをする仕組みであり、「171」をダイヤルし、音声の指示に従う。
災害用伝言板	携帯電話会社各社は災害時に携帯電話で安否確認ができる「災害用伝言板サービス」を提供しており、インターネット接続に対応した携帯電話で文字によるメッセージの登録・閲覧が利用できる。
Jアラート（全国瞬時警報システム）	弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
J E T T（ジェット：気象庁防災支援チーム）	防災対応の支援のため、大規模な災害が発生した（又は発生が予想される）場合に、都道府県や市町村の災害対策本部等へ各地の気象台から派遣されるチーム。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。主に自治会や町内会を基礎として構成されている。

用語名	内容
地震保険	民間の保険会社と政府が共同で運営する半公的保険。地震だけでなく、津波や噴火も補償の対象。 地震保険は単独での加入ができず、かならず火災保険とセットで加入することが条件となる。
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように、国土交通大臣又は栃木県知事があらかじめ指定した河川(洪水予報河川)について、気象庁長官と共同で、対象河川毎に水位または流量を示して発表する予報。 【参考】洪水予報の種類と主なタイミング ① 沩濫注意情報 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時 ② 沩濫警戒情報 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時 ③ 沩濫危険情報 氾濫危険水位に到達した時 ④ 沩濫発生情報 氾濫が発生した時
指定行政機関	災害対策基本法や武力攻撃事態法などの法律に基づいて、内閣総理大臣が指定する行政機関。
指定公共機関	電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの。
指定地方公共機関	都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定するもの。
指定緊急避難場所	津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするもの。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

用語名	内容
集中豪雨	同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす雨のこと。 積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起き、重大な土砂災害や家屋浸水等の災害を引き起こす危険がある。
常時観測火山	火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として、火山噴火予知連絡会が選定した火山。
情報収集要員	大規模災害時に被害状況の収集及び初期応急対策業務を迅速かつ円滑に行うため、市町庁舎に登庁する者として指定された職員。
消防団	消防組織法に基づき、各市町に設置されている自治的な非常備の消防機関。
消防防災ヘリコプター	消防活動、救急活動を支援するために都道府県等が保有する中型・大型ヘリコプターのこと。栃木県では「おおるり」を保有。 【参考】県警ヘリコプター：栃木県警では「なんたい」を保有。
初期消火	出火の初期段階で応急的に消火活動を行うこと。 火災は一般的にごく小さな火種から、徐々に大きな火災へ拡大するため、小さな火災（火事）のうちに消火してしまえば被害を最小限に抑えることができる。
震源	地震とは地下の岩盤の破壊現象であり、一般には面（断層面）に沿って、その面の両側の岩盤が急激にずれ動く現象。 この「ずれ」は、ある点から始まって面状に広がっていく。 震源は、最初に「ずれ」が始まった点。
震度	ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表すもの。 気象庁の震度階級は「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」の10階級。
図上訓練	地図を用いて行う訓練（実動を伴わない訓練）。 防災に関して行った場合は、災害時に起こりうる事態をイメージし、予測できるとともに、災害時の役割を理解し、実施すべき対策や行動等が実施できるなどの知識及び能力が習得できる。 図上型防災訓練には、状況予測型図上訓練、防災グループワーク、災害図上訓練D I G、図上シミュレーション訓練などがある。

用語名	内容
正常性バイアス	予期しない事態にあった時に「ありえない」という先入観や偏見（バイアス）が働き「自分だけは大丈夫」など物事を正常の範囲だと思い込んでしまう心のメカニズム。
線状降水帯	同じ場所で積乱雲が次々と発生して帶状に連なる自然現象で、数時間にわたり同じ場所に停滞し大雨をもたらし、土砂災害や洪水につながるおそれがある。
【た行】	
耐震診断	現在ある構造物の耐震性を判定すること。耐震点検ともいう。 耐震診断で、耐震性が十分ではないと判定された構造物に対しては、緊急性、必要性、重要性などを考慮して耐震補強を行うことが必要となる。
台風	熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち、北西太平洋または南シナ海に存在し、最大風速（10分間平均）がおよそ17m/s以上のものを「台風」という。
タイムライン	台風による大規模水害など、事前にある程度被害の発生が予測できる災害に対して、迅速かつ的確な住民避難等を目的として、政府・自治体・防災機関、住民などが災害発生前から発生後までにとるべき行動を、時間ごとに明確にしておく防災行動計画。
高潮	台風や強風により海の水面（潮位）が通常より高くなること。 高潮により海面が防潮堤より高くなると、海岸線や河口部の低い土地では浸水被害が発生する。
立退き避難	ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域（※1）、土砂災害警戒区域（※2）、その他の災害リスクがあると考えられる地域の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。 「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。 ※1：【か行】に記載 ※2：【た行】に記載
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して 注意を呼び掛ける情報で、雷注意情報を補足する情報として気象庁が発表する情報。
地域灾害対策活動拠点	被災地への搜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点。

用語名	内容
地域物資拠点 (二次集積拠点)	避難所への支援物資の提供を行う二次的な集積及び配分活動の拠点。
地区防災計画	地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。
注意報	災害が起こる恐れがある場合にその旨を注意して気象庁が行う予報のこと。警報よりは警戒度が低く、地方気象台などが定められた基準をもとに発表する。
直下地震	海側プレートの動きにより、大陸側プレート内部に蓄積された歪み（活断層）がずれて起こる比較的震源の浅い地震。 内陸部の地域の真下で発生した場合、震源が浅いために激しい揺れを伴い、大きな被害をもたらす可能性がある。
D I G (ディグ：災害図上訓練)	参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練。 Disaster Imagination Game の略。
D P A T (ディーパット：災害派遣精神医療チーム)	精神科医師・看護師・業務調整員等で構成され、災害発生時から中長期的に活動できる精神科医療及び精神保健活動の支援等を行うための専門的な訓練、研修を受けた精神医療チーム。 Disaster Psychiatric Assistance Team の略。
D H E A T (ディーヒート：災害時健康危機管理支援チーム)	被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援するために、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される専門的な研修・訓練を受けたチーム。 Disaster Health Emergency Assistance Team の略。
D M A T (ディーマット：災害派遣医療チーム)	医師・看護師・業務調査員等で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、発災後概ね48時間以内に活動できる機動性を持った専門的訓練を受けた医療チーム。 Disaster Medical Assistance Team の略。
D W A T (ディーワット：災害福祉支援チーム)	避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム。 Disaster Welfare Assistance Team の略。

用語名	内容
TEC-FORCE (テックフォース：緊急災害対策派遣隊)	大規模な災害が発生した場合に派遣され、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、地方公共団体を支援する国土交通省の組織。 Technical Emergency Control FORCE の略。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に気象庁が発表する。
土砂災害	大雨や地震、火山の噴火等が引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混じり合った土や石が川から流れ出したりする災害。 【参考】 土石流：山の斜面等が崩れ、崩れた土石が雨水等と一緒に流下する現象。 がけ崩れ：急な斜面が一気に崩れ落ちる現象。 地すべり：地面が大きな塊のままゆっくりとすべり落ちる現象。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定したもの。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定したもの。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけるために都道府県と気象庁が共同で発表する情報。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。
栃木県災害マネジメント総括支援員	大規模災害時に市町災害対策本部内において、被災市町の災害対策全般の支援業務を行う者として指定された職員。 市町からの派遣要請により、災害対応等の経験を有する課長級職員等を派遣する。
栃木県地震被害想定調査	栃木県が、平成25年度に学識経験者から構成される検証委員会の検討を受け、自然現象の予測、被害想定などの調査を実施した内容。
栃木県被災者生活再建支援制度	公平な被災者支援の観点から国の制度を補完するため、平成25年から運用を開始した県独自の被災者生活再建支援制度。

用語名	内容
とちぎ防災の日	東日本大震災の発生した日である「3月11日」を防災対策の重要性について県民等の理解を深める日として定めた。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。
【な行】	
内水氾濫	大量の雨に対して、排水機能が追いつかず、処理しきれない雨水で土地や道路、建物などが水に浸かってしまう現象のこと。 【参考】 外水氾濫：河川の水位が上昇し、堤防を越えたりするなどして、堤防の外に川の水があふれ出ること。
【は行】	
HUG（ハグ）	参加者が避難所運営を疑似体験できるゲーム。 名前はHinanzyo（避難所） Unei（運営） Game（ゲーム）の頭文字を取ったもの。
ハザードマップ	自然現象に起因する災害の危険度を示す地図。 ナチュラルハザードマップともいう。
パンデミック	感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行して、非常に多くの感染者や患者が発生した状態。
氾濫	大雨等により、河川等の水があふれ広がること。 【参考】 溢水：堤防がない河川で水があふれ出ること。 越水：堤防がある河川で水があふれ出ること。 浸水：住宅等が水につかること。 冠水：道路や田畠等が水につかること。
被災者生活再建支援制度	自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度。 ※栃木県被災者生活再建支援制度：【た行】に記載
被災者台帳	公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した台帳。

用語名	内容
非常用持ち出し袋	防災セット・防災リュック・非常袋などとも呼ばれる。 災害が起こって避難するときに持ち出すバッグ。 自分が必要とする最小限の品を収めた袋。
備蓄	大規模災害時に水や食料などの物資が無くなることを想定して、その物資や代わりになるものを備えること。
P T S D (心的外傷後ストレス障害)	生命の危機を体験したり、家族や財産を失うなどの心的外傷（トラウマ）を受けたりした人が、時間がたった後もその経験に対して強い恐怖を感じること。 Post-Traumatic Stress Disorder の略。
避難行動要支援者	高齢者、障害者等の要配慮者（※）のうち災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。 (※) : 【や行】に記載
避難指示	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるレベル4の避難情報。
避難促進施設	市町村が指定した、噴火による火山現象の発生時において、利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある集客施設及び要配慮者利用施設。
福祉避難所	高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所。
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動」を、「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて5段階に区分した指標。 噴火警報に付け加えて気象庁から発表される。
噴火警報	火山の噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して気象庁が発表する警報。

用語名	内容
防災行政無線	国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とする、無線による通信網。災害時に有線回線が途絶した場合でも、使用することが可能。
防災士	社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。
保健医療福祉調整本部	災害対策本部が設置される場合又は保健福祉部長が必要と認める場合において、災害時の保健医療福祉活動を実施するため、栃木県保健医療福祉調整本部設置要綱の定めるところにより保健福祉部に設置する組織。
本震	地震発生時にある地域で一定の期間内に連続して発生した地震のうち、最も規模の大きかったもの。 前震・余震に対して使われる用語。
【ま行】	
マイ・タイムライン	台風や豪雨などの災害に備えて、一人ひとりのために作成する防災行動計画。家族構成や生活環境にあわせて、時系列でいつ、だれが、何をするかを決めておくもの。
マグニチュード	地震そのものの規模を表すもの。 震度は、生活している場所での揺れの強さ。 マグニチュードの小さい地震でも震源から距離が近ければ震度は大きくなり、マグニチュードの大きな地震でも震源から距離が遠いと震度は小さくなる。
【や行】	
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、透析患者、乳幼児、妊娠婦、外国人等を想定。
【ら行】	
ライフライン	電気、水道、ガスなど、生活や生存に不可欠な配管、配線等。
罹災証明書	火災、風水害、地震その他災害によって生じた住家その他市町村長が定める種類の被害の程度を市町村長が証明した書面。

用語名	内容
ローリングストック	普段から少し多めに食料品や日用品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に日用に必要なものを一定量備蓄すること。

用語集

(原子力災害編)

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺には取り込まれないので、予防的效果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。
E A L	緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの設定については、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき原子力事業者が行う。
E P Z	原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (Emergency Planning Zone)。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれの目安とされている。
O I L	運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。 緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。 屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関する国、地方公共団体、(独) 放射線医学総合研究所、(独) 日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起きた場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。

用語	説明
確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れない「しきい線量」が存在すると考えられている影響をいう。「しきい線量」を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮膚障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でも「しきい値」に達しないようにすることが必要である。
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響で「しきい値」がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力災害 合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などを構成員とし、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される組織。
原子力防災 管理者	当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキャンニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
原子力災害 対策重点区域	原子力災害対策重点区域は、原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間が、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要があることから、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、また、施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域として定めており、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域である。 原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、P A Z（予防的防護措置を準備する区域）とU P Z（緊急時防護措置を準備する区域）が定められている。
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。

用語	説明
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的效果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu \text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、$50 \mu \text{Sv/h}$ の放射線量か $5 \mu \text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu \text{Sv/h}$ を検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つまたは幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射能量が半分になる時間）に依存する。
P A Z	予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、E A L（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 kmの間で設定すること（5 kmを推奨）とされていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね半径 5 km」を目安とする。
ベクレル (Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	X線、 γ 線などの電磁波（光子）並びに α 線、 β 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当たり1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。
モニタリング	放射線や放射能を定期的又は連続的に監視・測定すること。

用語	説明
U P Z	緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective action Planning Zone)。 U P Zとは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。U P Zの具体的な範囲については、IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

参考文献

- ・原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）
- ・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典A T O M I C A」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ・原子力規制委員会 環境防災Nネット

栃木県地域防災計画

編集 栃木県防災会議

事務局 栃木県危機管理防災局危機管理課
電話 (028) 623 - 2695

作成 令和7（2025）年5月
